　0601-00-02



一般社団法人日本原子力学会

国際活動委員会メール審議細則

2020年8月7日　国際活動委員会メール審議承認

（目的）

第１条　本細則は，国際活動委員会規程（0601）第 12 条第４項の定めに基づき，委員会の円滑な決議および次回委員会までの必要事項の審議を効率的に運営することを目的として定めるものである。

（委員会メール審議可否の判断要請）

第２条　メール審議する案件は，原則として，緊急案件および前回委員会審議事項で電子メール扱いが承認された案件に限定する。

２　メール審議の対象として前項に定める案件が発生した場合には，各委員は，委員長または副委員長（委員長不在の場合）に案件の審議可否の判断を要請することができる。

３　メール審議は，委員長または副委員長（委員長不在の場合）の名のもとにおこなう。

（メール審議の発信者）

第３条　審議するメールは，委員長または副委員長（委員長不在の場合）が発信するものとする。ただし，委員長または副委員長（委員長不在の場合）の依頼に応じて，幹事または事務局が発信することができる。

（審議案件の記載）

第４条　発信内容は受信者にとって，わかりやすいタイトルおよび内容とする。

２　タイトル欄の頭に，【国際活動委員会メール審議 mm/dd まで】と表示する。なお，緊急案件の場合は，【（緊急）国際活動委員会メール審議 mm/dd まで】と表示する。

３　審議は明確な表現にて下記を簡潔にまとめる。

①審議案件（案件名の前に「（意見交換）」または「（賛否回答）」を記載し，意見交換，賛否回答のいずれかを明示する。）

②審議依頼内容

③意見交換または賛否回答の要請（回答は賛成，反対，保留を明確に表明できる構成とする。）

④意見交換または賛否回答の期限（日時，時間を明確にする。）

４　メール審議はできるだけテキスト（文章）送付とし資料添付は避ける。どうしても資料添付が必要な場合はその容量に十分留意する。

（期限の設定）

第５条　意見交換には，原則として，1週間以上の期間を設ける。また，賛否回答には，原則と

して，3日間以上の期間を設ける。

（メール審議参加者）

第６条　委員会のメール審議に参加するものは，委員および特別委員とする。

（意見交換）

第７条　委員長または副委員長（委員長不在の場合）が必要と認めた場合は，賛否回答に先立ち， 審議事項について意見交換をおこなう。

２　委員は，意見を発する場合は，全委員および特別委員を宛先としてその意見を送信し，事務局に写しを送る。

３　委員長または副委員長（委員長不在の場合）は，意見交換の結果をもとに，必要に応じて， 補足説明の追加または修正もしくは審議案件の修正をおこなう。

（賛否回答）

第８条　賛否回答を求められた委員および特別委員は，発信者を宛先として，賛成，反対，保留のいずれかの回答を返信し，発信者を除く全委員および特別委員ならびに事務局に写しを送る。また，審議結果は，発信者が取り纏め，委員および特別委員ならびに事務局に配信するものとする。

（棄権認定）

第９条　賛否回答がない場合は棄権とみなす。

（成立と決議）

第 10 条　委員会委員（特別委員を除く）の在任数の3分の2以上の賛否回答をもってメール審議が成立したとみなす。

２　委員の棄権を除いた有効数の過半数をもって決議とする。賛成または反対のいずれも過半数に満たない場合は委員長の判断による。

（メール審議の保管）

第 11 条　メール審議にかかわるメールは，審議結果が委員会に報告され，その委員会の議事録が承認されるまで，幹事が保管する。

（変更）

第 12 条　本細則の改定は，国際活動委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成22年6月2日 第4回国際活動委員会制定，同日施行

２　改定履歴

① 内規を細則に変更 平成28年10月21日　第1回国際活動委員会承認，平成28年11月30日　第5回理事会報告

② 2020年8月7日　国際活動委員会メール審議により国際活動委員会承認，2021年1月26日　第6回理事会報告

附則

１　平成28年10月21日改定の細則は，国際活動委員会承認の日から施行する。

２　2020年8月7日改定の細則は，国際活動委員会承認の日から施行する。